

平成30年8月30日  
財務部契約課  
都市部技術監理室  
一部改正 令和元年11月25日  
(改正箇所は下線, 着色部分)

## 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者 及び現場代理人の兼務制限の緩和について（特例措置）

### 1 趣旨

平成30年7月豪雨によって、市内の広範囲にわたって甚大な被害が生じており、被災箇所  
の早期復旧を図るため、特例措置として災害復旧工事に限り、主任技術者及び現場代理人  
(以下「主任技術者等」という。)の兼務制限を緩和する。

### 2 内容

次表のとおり適用金額が3,500万円未満の災害復旧工事に係る主任技術者等は、兼務  
制限の件数としてカウントしない。(兼務する全ての工事が3,500万円未満かつ呉市内  
であれば、通常案件と災害復旧工事に係る主任技術者等の兼務を可とし、災害復旧工事の件  
数は無制限とする。)

また、3,500万円以上8,000万円未満の工事を含む主任技術者等の兼務については、下記の「※兼務できる要件」を満たし、かつ次の場合に限り、既に配置されている工事を含め3件まで兼務を認める。(ただし、監理技術者の場合は兼務不可。)

- ① 3,500万円以上8,000万円未満の工事に既に配置されている主任技術者等が、災害復旧工事(2件以内)を兼務する場合
- ② 3,500万円未満の工事に既に配置されている主任技術者等が、3,500万円以上8,000万円未満の災害復旧工事(2件以内)を兼務する場合

#### ※兼務できる要件

- ・兼務する工事と密接な関係があり、兼務する全ての工事箇所の間隔が15km程度以内
- ・密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む。)をいう。
- ・兼務の申請に際して、施工にあたり相互に調整を要する工事として兼務を申請する場合は、資材の調達先、下請けの予定を明らかにできること。
- ・既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。(発注者が呉市以外の場合のみ)

主任技術者			現場代理人		
設計金額 (税込)	兼務制限		請負代金額 (税込)	兼務制限	
	通常案件	災害復旧工事		通常案件	災害復旧工事
8,000万円以上	兼務不可	兼務不可	8,000万円以上	兼務不可	兼務不可
8,000万円未満 3,500万円以上 [7,000万円以上]	兼務不可	兼務不可	8,000万円未満 3,500万円以上	兼務不可	兼務不可
	【緩和】 災害復旧工事と 兼務可  前頁※の要件を満 たし、かつ前頁① の場合に限る	【緩和】 3件以内  前頁※の要件を満 たし、かつ前頁① の場合に限る		【緩和】 災害復旧工事と 兼務可  前頁※の要件を満 たし、かつ前頁① の場合に限る	【緩和】 3件以内  前頁※の要件を満 たし、かつ前頁① の場合に限る
3,500万円未満 [7,000万円未満]	3件以内	件数として カウント しない	3,500万円未満 500万円以上	兼務不可	件数として カウント しない
	【緩和】 3,500万円以上 の災害復旧工事 と兼務可  前頁※の要件を満 たし、かつ前頁② の場合に限る	【緩和】 3,500万円以上 の災害復旧工事 と兼務可  前頁※の要件を満 たし、かつ前頁② の場合に限る		【緩和】 3,500万円以上 の災害復旧工事 と兼務可  前頁※の要件を満 たし、かつ前頁② の場合に限る	【緩和】 3,500万円以上 の災害復旧工事 と兼務可  前頁※の要件を満 たし、かつ前頁② の場合に限る
		(注) 3,500万円 以上の工事を兼 務する場合のみ、 件数としてカウ ントする。	500万円未満	3件以内 〔兼務要件を 満たす場合のみ〕	(注) 3,500万円 以上の工事を兼 務する場合のみ、 件数としてカウ ントする。
				【緩和】 3,500万円以上 の災害復旧工事 と兼務可  前頁※の要件を満 たし、かつ前頁② の場合に限る	

**【留意事項】**

- ・兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。
- ・主任技術者における設計金額の〔 〕内の金額は、建築一式工事の場合を示す。
- ・監理技術者については、専任義務があるため、他の工事の兼務は認められない。
- ・兼務の条件及び手続きについては、入札公告、共通仕様書及び特記仕様書を確認すること。

**3 適用期間**

令和元年11月25日から当分の間

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事、公告を行った工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。